

総務文教常任委員会

日 時 平成30年10月1日（月）午前11時15分～

場 所 第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

【企画管理部】

(1) 第51号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）所管分

【市長公室】

(1) 第51号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）所管分

【総務部】

(1) 第51号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）所管分

4 討論～採決

5 委員長報告確認

6 その他

(1) 次回の月例開催について

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業（案）

（亀岡市独自施策）

1 目的

自然災害により被害を受けた住宅に居住する市民が、京都府の地域再建被災者住宅支援事業の適用を受けられない場合に、その修繕等に係る費用の一部に対して補助金を交付することにより、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すことを目的とします。

2 対象となる自然災害

→次の全ての要件を満たす自然災害

ア 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震以後に発生した自然災害

イ 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成26年京都府告示第613号）に基づく補助金の対象とならない自然災害

ウ 次のいずれかに該当する自然災害

（ア）市内において、次のいずれかの被害が発生した自然災害

a 全壊1棟以上かつ一部破損及び床上浸水が合わせて20棟以上

b 半壊（大規模半壊を含む。以下同じ。）2棟以上かつ一部破損及び床上浸水が合わせて20棟以上

c 一部破損及び床上浸水が合わせて25棟以上

（イ）（ア）の要件に該当しない自然災害であって、（ア）の要件を満たす自然災害と連続し、又は近接して発生した自然災害であるため一体的な自然災害とみなすことが適当であると市長が認めた自然災害その他自然災害の被害の程度が（ア）の要件に相当すると市長が認めた自然災害

3 対象となる世帯

→次の全ての要件を満たす世帯

（1）自ら居住している市内の住宅が全壊・半壊・一部破損・床上浸水の被害を受けた世帯

（2）被災した住宅に代わる住宅を市内で建て替えし、購入し、若しくは賃借し、又は被災した住宅の補修を行って引き続き市内に居住しようとする世帯

4 補助の対象となる経費

(1) 住宅修繕経費

被災した住宅を再建する経費（建て替え、購入、補修、賃借、流入した土砂の除去）及び解体経費

※建物の除去のみで市外に転居する場合は対象としません。

※賃借経費は、全壊・半壊の場合のみ対象とします。

(2) 住宅修繕関連経費

被災住宅において使用されていた家電製品・家具等の修理代又はそれに代わる家電製品等の購入費用、被災住宅の清掃費など、修繕に関連して支出した経費

5 補助率及び補助限度額

(1) 補助率 補助対象経費の3分の1

ただし、計算の結果が10万円未満の場合は、補助対象経費が10万円以上の場合は10万円を、10万円未満の場合は補助対象経費の全額を補助します。

(2) 補助限度額

全壊	100万円
半壊	50万円
一部破損又は床上浸水	10万円

※住宅修繕関連経費は被害程度に関わらず5万円を上限とします。

※この金額は、住宅修繕関連経費を含んだ上限額です。

6 実施時期、申請期間

キラリかめおかお知らせ（10月15日号）に掲載し、同日（10/15（月））から交付申請を受け付けます。

申請期間は自然災害の発生した日から37月以内とします。

亀岡市自主防災会活動支援金の支給について（案）

◇支援金の目的

平成30年7月に発生した豪雨災害では、山間部を中心に山崩れなど市内一円で甚大な被害が発生し、その対応にあたっては、各町で自主防災会を中心に住民相互の連携により、警戒監視や水防活動等、昼夜を問わず迅速かつ効果的に活動された結果、被害を最小限に留めることができたところです。

また、被災規模が大きかった地域では自主避難所の開設も長期化し、その運営にも自主防災会の組織力が大きく貢献しています。

本支援金は、平成30年7月豪雨の災害対応に大きな貢献を果たした各自主防災会の災害活動に対して支援金を支給することにより、今後の災害に備えて万全の態勢を整え、地域防災力の向上を図り、災害のないまちづくりを推進するものです。

◇支援金の対象 各町自主防災会（23団体）

◇支援金の総額 800万円

◇支援金の内容

- 災害活動支援 30万円
→警戒及び災害活動に対して支給します。
- 自主避難所支援 5万円（上限10万円）
→指定避難所以外への避難に対する施設の開設及び運営活動に対して支給します。
- 被災地復旧支援 30万円
→被災地域の早期復旧が困難であり、被災地域の復旧活動が相当長期間となった場合に支給します。

◇支援金の用途 平成30年7月豪雨災害に要した経費や今後の災害に備えるための経費などに活用いただけます。

◇実施時期 平成30年10月15日（月）を予定

総務文教常任委員長報告

(H30.10.1)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案、平成30年度一般会計補正予算（第3号）の本委員会所管分**であります。その主な内容は、

総務費では、地域におけるコミュニティ・防災活動の拠点である集会所等の整備を支援するための、自治会館経費の増額補正、及び地方財政法の規定に基づき、平成29年度決算剰余金の一部を財政調整基金に積み立てるための、財産管理経費の増額補正、

商工費では、2020年大河ドラマ「麒麟がくる」の決定を受け、更に取り組みを推進するための、大河ドラマ誘致活動事業経費の増額補正、

消防費では、新規消防団入団員に安全装備品を配布するための、消防団経費の増額補正、

教育費では、各小・中学校の空調整備に係る実施設計のための、学校建設事業費の増額補正、及び学校施設におけるブロック塀撤去など、安全対策に伴う修繕経費としての、学校施設管理経費の増額補正、

であります。

また、**債務負担行為**については、計画的な事務執行のため、学校給食加工

等委託経費について、設定されるものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第5号議案、平成30年度保津財産区特別会計補正予算（第1号）**については、地域振興のための繰出金等についての増額補正であり、**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第51号議案、平成30年度一般会計補正予算（第4号）の本委員会**所管分でありませんが、その主な内容は、

総務費では、ふるさと納税を活用して、災害復旧支援としていただいた寄附金を、一旦、基金に積み立てるための、ふるさと力向上経費の増額補正、

民生費では、多発する自然災害による被災者支援のため、生活基盤となる住宅の復旧に対して、本市独自の助成制度を創設するための、災害救助経費の増額補正、

消防費では、地域防災力のさらなる向上を目指して、各町自主防災会の活動を支援するための、災害対策経費の増額補正、

であります。

これらの被災者支援等に係る予算について、速やかに執行されるよう望み、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

以上、簡単であります。本委員会の報告といたします。

- 学校施設における不適合ブロック塀改修
- 猛暑に備えた教育環境のさらなる充実
- 自然災害の被災者などに対する独自支援

一般会計補正予算（第3号）可決（全員賛成）

・ 学校施設管理経費

（小学校費・中学校費）

3600万円増額

本年6月に発生した大阪北部地震での小学生の痛ましい事故を受け、各小・中学校（亀岡・安詳・大井・城西・

保津小学校の5校と亀岡中学校）に設置されている、民有地などに面した不適合ブロック塀を改修するための経費、および学校施設の老朽化に対応した修繕経費の増額補正。

なお、通学路などに面し、緊急の対応を要する箇所については、すでにブロック塀の改修は完了している。

・ 学校建設事業費

（小学校費・中学校費）

2134万9千円増額

各小・中学校（東別

院・西別院・吉川・葎

田野・本梅・畑野・青

野小学校の7校と別院

中学校）に空調を整備

するための、実施設計

経費の増額補正。

これにより、市内のすべての小・中学校において、空調整備の早期完了を目指す。

一般会計補正予算（第4号）可決（全員賛成）

・ 災害救助経費

1000万円増額

多発する自然災害による被災者の住宅復旧支援として、本市独自の助成制度を創設するための増額補正。

・ 災害対策経費

800万円増額

地域防災力のさらなる向上を目指して、各町自主防災会の活動を支援するための増額補正。